

作成年月日	令和4年2月2日
作成部局課室名	健康福祉部社会福祉局社会福祉課

令和3年度 課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム報告(概要) (早急に取り組むべき支援方策)

【問い合わせ先】
健康福祉部社会福祉局社会福祉課
(TEL 078-362-4094)

課題を抱える妊産婦等の現状とプロジェクトチームの状況

<現状>

- 心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題は、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健康診査未受診」が35.1%で最も多く、次いで「遺棄」が31.6%であり、妊娠期に適切な支援を受けることなく出産し、遺棄に至っている事例が多いことが伺える（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)」:令和3年8月 厚生労働省）
- 一般社団法人「小さいのちのドア」には、平成30年9月から令和3年8月までの3年間（令和2年7月から相談事業を県委託）に、全国から22,000件弱の相談が寄せられ、その中には、予期しない妊娠によって、その後の生活に困難な課題を抱える妊産婦も少なくない。

<プロジェクトチームの状況>

- 県や市町で一定の支援を実施しているものの、妊娠SOS相談は増加傾向にあり、乳児の遺棄事件等も発生していること等から、県において、必要な支援方策を検討するための部局横断のプロジェクトチームを設置・運営（令和3年11月）。

○検討経過

第1回 令和3年11月19日（金） 一般社団法人「小さいのちのドア」からのヒアリング

（ヒアリング概要）

- 実績 相談21,729件（H30年9月～R3年8月、マタニティホーム入所者への支援 19名（R3年11月15日現在））
- 課題を抱える妊産婦等の特徴
 - ・ 予期しない妊娠により、パートナーや家族、友人との関係が悪化し、孤立しがちである。
 - ・ 思うように働けず、経済的に困窮している妊産婦が多い。
 - ・ 生育歴において、虐待等により心に傷を負っていることが少なくない。

第2回 令和3年12月15日（水） 丹波市（健康福祉部健康課）からのヒアリング 既存施策の整理と早急に取り組むべき課題への対応に関する検討

（ヒアリング概要）

- 丹波市健康センターを中心に、県立丹波医療センターや児童館、民生児童委員、健康福祉事務所やこども家庭センター等が連携し、市内での妊産婦の支援体制を構築している。
- 要支援者については、市健康課、県立丹波医療センター等関係機関によるケース会議において、支援方針を決定している。
- 支援が必要な妊産婦には、保健師や助産師が訪問するとともに、市の福祉部局とも連携して対応している。

第3回 令和4年2月1日（火） 早急に取り組むべき支援方策のとりまとめ

課題を抱える妊産婦等への新たな支援方策

<これまでの取組>

○ 県では、妊娠SOS相談事業等の相談支援、女性家庭センター等での生活支援、ひとり親を対象にした給付金での就労支援などの多様な事業を実施しているが、住居をはじめとする生活への支援、課題に配慮した就労支援等の支援策で、さらに強化する必要がある。

	既存施策の課題等	新たな支援方策
相 談	24時間365日体制で電話、メール等での相談を受け付けているが、 <u>若い世代を中心に、課題を抱える妊産婦等の相談窓口の周知をさらに強化</u> する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>SNSを活用して相談窓口</u>の周知を強化する。
生 活	出産後は「ひとり親」として、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等の生活費用の支援があるが、 <u>妊娠中には経済的な生活支援がない</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 支援の必要性の高い妊産婦を受け入れる生活の居場所を提供し、<u>心理的ケアや生活相談支援等</u>を行う。
住 居	課題を抱える妊産婦等を受け入れるための <u>住居を準備しておくことが必要</u> である。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>県営住宅の入居要件を見直し</u>(条例改正)、住宅に困窮する特定妊婦が単身でも県営住宅に入居できるようにする。 ▪ 必要な支援を受けながら入居できる<u>県営住宅のほか、民間賃貸住宅の活用を検討</u>する。
就 労	課題を抱える妊産婦の置かれた状況に配慮しながら雇用の受け皿となり、 <u>就労自立への支援を提供する事業所が必要</u> である。	<ul style="list-style-type: none"> • 県社会福祉法人経営者協議会と協定を締結し、新たな仕組みの検討を行い、<u>社会福祉施設等での就労を推進</u>する。
その他	県をはじめ市町の保健部局と福祉部局の職員の課題認識を高める必要がある。 自らの置かれた状況を説明できない女性も多く、 <u>生活保護等の適切な支援につながらない</u> 場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> • 県や市町の保健部局と福祉部局の職員を対象にした<u>会議において理解を促進</u>する。 • 妊産婦等の立場に立った<u>生活保護・生活困窮者支援を行うため担当者研修を充実</u>させる。

課題を抱える妊産婦等への新たな支援方策の位置づけ

黒: 主な既存事業
赤: 新たな支援方策

	妊娠中	出産	産後(出産～1年)	育児
相 談	妊娠SOS相談事業(健康増進課) → SNSを活用した普及啓発の強化			
	養育支援ネットの推進(健康増進課)			
	県版マイ助産師モデル事業(～産後2月程度)(健康増進課)			
	妊婦訪問(健康増進課)		産後ケア事業(健康増進課)	
			母子・父子自立支援員による相談(児童課:福祉事務所)	
	出産後の里親委託、特別養子縁組等の相談(こども家庭センター)			
住居・生活	児童の一時保護、乳児院入所の相談(こども家庭センター)		経済的困窮等による児童の乳児院・里親への入所相談措置等(こども家庭センター)	
	緊急一時保護(一時保護委託含む) 婦人保護施設への入所措置 (女性家庭センター)	助産施設への入所措置 (児童課:福祉事務所)	緊急一時保護(一時保護委託含む)(女性家庭センター)	
	県営住宅の入居要件(同居親族要件)の見直し[単身入居可となるよう条例改正](住宅管理課)		児童扶養手当の支給(児童課:福祉事務所)	
			母子父子寡婦福祉資金の貸付(児童課:福祉事務所)	
	課題を抱える妊産婦等用の県営住宅や民間住宅の活用、見守り支援(住宅管理課・児童課)			
	生活の居場所を提供し、心理的ケアや生活相談支援等を実施(児童課) ※経済対策補正予定			
			母子生活支援施設での就労等支援(児童課:施設・福祉事務所)	
			(ひとり親) 高等職業訓練促進給付金(児童課:福祉事務所)	
			(ひとり親) 自立支援教育訓練給付金(児童課:福祉事務所)	
	就 労	女性の就業サポート事業(相談、セミナー、職業紹介までワンストップ支援)(男女家庭課)		
県社会福祉経営者協議会との協定に基づく社会福祉施設での就労支援の推進(社会福祉課)				
そ の 他	市町における保健部局と福祉部局の連携強化(社会福祉課)			
	妊産婦等の立場に立った生活保護・生活困窮者支援(地域福祉課)			

令和3年度

課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム報告
(早急に取り組むべき支援方策)

令和4年2月1日

課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム

課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム報告
(早急に取り組むべき支援方策)

令和4年2月1日

課題を抱えた妊産婦等支援プロジェクトチーム

1 はじめに

令和3年8月に公表された国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)」では、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題は、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」「妊婦健康診査未受診」が35.1%で最も多く、次いで「遺棄」が31.6%であり、妊娠期に適切な支援を受けることなく出産し、遺棄に至っている事例が多いことが伺える、とされている。また、県が、「妊娠SOS相談事業」を委託している団体には、平成30年9月から令和3年8月までの3年間に、全国から22,000件弱の相談が寄せられ、その中には、予期しない妊娠等によって、その後の生活に困難な課題を抱える妊産婦も少なくない。

妊娠等により困難な状況に置かれた女性は、経済的、あるいは精神的な課題を抱えたまま、どこにも相談できない、相談窓口にたどり着いても十分な支援につながらない、といった状態に置かれることもある。こうした妊産婦等への支援には、行政における保健部局と福祉部局の関係各課での連携を強化し、これまでの分野別の支援体制を越えた、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援に加え、安心して子育てができるよう労働部局、住宅部局等との連携による女性の自立に向けた支援が必要である。

そこで、県では、予期しない妊娠等により、困難な課題を抱えた妊産婦を早期に発見し、必要な支援につなげるため、部局横断の「課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム」を設置し、必要な支援方策を検討することとした。

これまでに、県の「妊娠SOS相談事業」を委託し、現場で支援を実施している一般社団法人「小さないのちのドア」や、県内で丁寧な取り組みを行っている丹波市(健康福祉部健康課)からヒアリングを行うとともに、現状の施策の整理と新たな取組に対する方向性について、検討を行った。その中で、現時点において、早急に対応すべき課題への取組みを本報告書に取りまとめた。

今後ともプロジェクトチームでは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、引き続き議論を深めていく。

2 現状の施策

(1) 相談支援

相談体制としては、妊娠SOS相談事業を一般社団法人「小さないのちのドア」に委託して実施し、予期しない妊娠をした女性等からの相談を受け付けるため、24時間

365 日体制で、電話やメールによる相談、及び妊娠の疑いのある未受診妊婦に対して産婦人科への受診同行を実施している。また、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていくために、医療機関と市町、健康福祉事務所等の行政機関が連携した「養育支援ネット」を、県と市町とで構築し、課題を抱える妊産婦等の支援に当たっている。

また、助産師・保健師が訪問し、妊娠中の生活やお産の準備などについて相談を受ける「妊婦訪問」、妊産婦の心身のケアと育児を支援する「産前・産後サポート事業」、出産後に家族の支援が受けられず、育児や健康上の不安がある方を対象に、出産後の母子の新生活を支援するための「産後ケア事業」に加え、県事業として1人の助産師が継続して妊産婦に寄り添って支援する「マイ助産師モデル事業」等を実施している。

さらに、生活や子育て、経済的な相談に対しては、福祉事務所において、母子・父子自立支援員による対応をしているほか、出産後に育てるのが難しい場合には、こども家庭センターにおいて、里親委託、特別養子縁組等の相談支援等を実施している。

(2) 生活支援

生活への支援としては、DVや親族からの暴力、経済的困窮によって居場所がない場合には、女性家庭センターによる「緊急一時保護（一時保護委託を含む）」や、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所措置のほか、経済的支援として、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等がある。なお、出産時の支援として、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊婦の方が、低額の利用料で出産できる助産施設がある。

また、DV被害を伴う場合には、県営住宅への優先入居等の支援や民間ステップハウス入居による住宅支援等を実施している。

(3) 就労支援

就労支援としては、母子生活支援施設での相談・同行支援のほか、県立男女共同参画センターにおいて、就職活動への悩みを抱える女性に専門の相談員がアドバイスする「女性の就業サポート事業」などの支援を実施している。

また、ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、養成訓練期間中の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」や講座受講費の一部を助成する「自立支援教育訓練給付金」のほか、養成機関への入学準備金や就職の際の準備金を貸与する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」など就労に向けた経済的支援も実施している。

(4) その他

生活困窮者自立支援や生活保護に関する相談は、妊娠や出産の時期を問わず、福祉事務所等で実施している。

また、市町要保護児童地域対策協議会では特定妊婦のケース検討や支援を行っているほか、学校においては、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導している。

3 ヒアリングの概要

課題を抱える妊産婦等の支援の現状を把握するため、県内で唯一、妊産婦に対する相談から居場所の提供、生活、自立支援までを一貫して実施している一般社団法人「小さいのちのドア」のほか、保健部局と福祉部局が密接に連携し、妊産婦一人ひとりに寄り添った支援を展開している丹波市（健康福祉部健康課）からヒアリングを実施した。

(1) 一般社団法人「小さいのちのドア」

ア 相談事業

- ・ 毎日 24 時間体制で相談に応じている。
- ・ 子育て世代包括支援センターや病院等の関係機関と連携し継続的に支援を実施している。
- ・ 病院同行支援（産婦人科、精神科など）を実施している。
- ・ 行政への同行支援（国民健康保険、母子手帳、住民票、生活保護、児童手当等）を実施している。
- ・ 家族やパートナーとの調整（電話、話し合いの場をつくるなど）を実施している。

イ マタニティーホーム「Musubi」の概要

- ・ 衣食住や入浴などを無料提供している（居住スペースは5部屋）。
- ・ 出産時の入退院の支援（必要な物を届けたり、退院時のお迎え）を実施している。
- ・ 低所得の妊産婦への支援を実施している。
- ・ 施設は、外部からの侵入防止等のためのセキュリティーを完備している。

ウ 課題を抱える妊産婦等の特徴

- ・ 予期しない妊娠等により、パートナーや家族、友人との関係が悪化し、孤立しがちである。
- ・ 思うように働けず、経済的に困窮している妊産婦が多い。
- ・ 生育歴において、虐待等により心に傷を負っていることが少なくない。
- ・ 支援を求めることを躊躇する傾向がある。
- ・ 自分の置かれた状況を説明するのが苦手である。

エ 主な課題

- ・ 令和2年12月にマタニティーホーム「Musubi」を開設して以来、入居者が途切れたことがなく、現在設置の5室に加え事務室を代替使用しており部屋数に余裕がない。
- ・ 単身妊婦やシングルマザーは経済的に不安定であることなどから、民間賃貸住宅の契約が困難である。
- ・ 自立に向けた就職先が見つかりにくい。
- ・ 経済的に困窮している妊産婦への支援が少ない。

- ・ 学業が中断する（退学を余儀なくされることもある）。
- ・ 母子健康手帳交付前は、課題を抱える妊産婦等を主として支援している子育て世代包括支援センターに妊婦の情報がないため、行政支援を届けられない。
- ・ 生活支援に要する経費は寄付で賄っており、運営資金が不足している。

（２）丹波市（健康福祉部健康課）

ア 体制

- ・ 丹波市健康センターを中心に、県立丹波医療センターや児童館、民生児童委員、健康福祉事務所やこども家庭センター等が連携し、市内すべての妊産婦の支援体制を構築している。
- ・ 要支援者については、市健康課、県立丹波医療センター等関係機関によるケース会議において、支援方針を決定している。
- ・ 支援が必要な妊産婦には、保健師や助産師が訪問するとともに、市の福祉部局とも連携して対応している。

イ 困難事例

- ・ 小学校から不登校、家出等もあった 10代の妊婦で、妊娠届出時には既に 35 週に入っていた女性の事例や、知的障害のある女性で、幼少期からネグレクトを受けており、パートナーの男性も知的障害者であった事例などが報告された。
- ・ 市の保健師と福祉部局である家庭児童相談室の職員が何度も訪問し、子どもの保育所等への入所支援や、ハローワークに同行するなどの就労支援を実施した。

4 現状の施策の課題

これまでの取り組みを整理し、支援現場の状況をヒアリングした結果、早期に対応すべき課題は次のとおりである。

- （１）県が相談事業を委託している「小さいのちのドア」における年代別の相談者は、30代以下で概ね8割を占めており、特に、令和2年度においては、相談者の半数以上が10代となっている。現在、24時間365日体制で電話、メール、訪問等での相談を受け付けているが、相談につながらない事例もあることから、若者を中心に、相談窓口の周知をさらに強化する必要がある。
- （２）出産後は「ひとり親」として、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付といった生活費用の支援があるが、妊娠中には経済的な生活支援がない。
- （３）落ち着いた環境で必要な支援を受けながら、今後の生活を考えるには、住居が不可欠である。「小さいのちのドア」において、課題を抱える妊産婦等の入居支援を実施しているが、課題を抱える妊産婦等を受け入れるための住居を準備しておくことも重

要である。

現在、県営住宅では「同居親族があること」が入居要件の一つであり、妊娠中の女性は単身では入居できない。また、生育環境の影響等で、母子生活支援施設での集団生活には馴染めない女性もいる、といった課題がある。

- (4) 出産後、母子が落ち着いてくると、その後の自立した生活に向け、就労先を探す必要がある。こうした妊産婦の置かれた状況を理解して受け入れてくれる職場が必要であるが、妊産婦の置かれた状況や課題等に配慮しながら雇用の受け皿となり、就労自立への支援を提供する事業所はほとんどない。
- (5) 丹波市など、保健部局と福祉部局の連携が適切に機能し、妊産婦等の支援がされている自治体もあるが、県をはじめ、保健部局と福祉部局において、妊産婦等の置かれた状況に対する課題認識が不十分な自治体も多い。相談支援等における保健行政と福祉行政とが重複する場合、縦割りの弊害も生じる可能性がある。また、様々な課題を抱える妊産婦等の中には、生活上の問題を相談するという発想に至らない場合もある。
- (6) 早期の経済的な自立が難しい妊産婦に対しては、生活保護や生活困窮者自立支援制度の活用も必要となるが、自らの置かれた状況を適切に説明できない女性も多い。そのため、福祉事務所等の窓口で、妊産婦等の立場に立った、生活保護や生活困窮者自立支援制度の利用に向けた丁寧な説明を実施する必要がある。

5 新たな取り組み

(1) 相談窓口の周知の強化

予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦等が必ず支援につながるよう、特に、若者がこれまで以上に、相談窓口の存在を目にする機会を増やすため、ツイッターやインスタグラム等のSNSを活用し、窓口の相談体制や具体的な相談事例、相談活動の様子など、予期しない妊娠等に悩む女性が気軽に相談できるよう窓口周知の強化に取り組む。

(2) 生活支援

国の「特定妊婦等支援臨時特例事業」を活用し、支援の必要性の高い妊産婦を受け入れる生活の居場所を提供し、宿泊又は通所で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うとともに、自立に向けた支援計画の策定や関係機関等の調整を行う（経済対策補正予定）。

(3) 住宅への入居支援等

県営住宅の「同居親族があること」という入居要件を見直し、妊娠中の女性が単身でも入居できるよう制度を改める。併せて、支援の必要な方がいつでも入居できるよ

う必要な家具等をそろえた県営住宅や民間賃貸住宅を活用し、見守り支援を受けながら、自立を目指すステップハウスとして活用する（経済対策補正予定）。

（４）県社会福祉法人経営者協議会と連携した社会福祉施設等での就労支援

予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦等の就労自立に向けた支援を実施するため、県社会福祉法人経営者協議会と協定を締結する。この協定に基づき、県と同協議会において、趣旨に賛同した社会福祉施設を県に登録し、同協議会、妊産婦等支援団体との連携により、個別ケースの課題や状況を勘案しながら適切な就労につなげる新たな仕組みづくりを検討・構築し、社会福祉施設等での就労を推進する。

（５）市町における保健部局と福祉部局の理解促進

「県・市町子ども子育て支援協働会議」や「母子保健担当者会議」など、既存の連絡会議等を活用し、課題を抱える妊産婦等の状況等を説明するなど、市町における保健部局と福祉部局の職員への理解を促進し、課題認識を高める。また、妊産婦等からの相談を待つだけでなく、各分野で関わっている支援者が問題を見だし、妊産婦等に課題を認識してもらう支援が必要であることを啓発する。

（６）生活保護・生活困窮者支援担当者等の理解促進

最後のセーフティネットでもある生活保護や生活困窮者自立支援制度担当者向けの研修の場において、予期しない妊娠等により、様々な課題を抱える女性の事例について紹介し、理解の促進を図るなど、福祉事務所等の職員に向けた研修を充実する。

6 プロジェクトチームの今後の取組み

予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦の生育歴や背景は様々であり、一人ひとりに応じた妊産婦に寄り添った支援が必要である。今回の報告では、相談窓口の周知をはじめ、居住支援、経済的な生活支援や就労支援への取組み等を強化することとしている。

今後とも、課題を抱える妊産婦が取り残されることがないように、プロジェクトチームとしては、これらの取組みが適切に機能しているか、常にチェックするとともに、さらに、必要に応じた新たな取組みを検討していく。

また、支援対象者は県域を超えていることから、先進的な取り組みについては、情報を発信することにより、全国の自治体に同様の取り組みを促す。

課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム構成員（令和3年度）

構 成 員	リーダー	健康福祉部社会福祉局長		生 安 衛	
	サブリーダー	健康福祉部健康局参事兼健康増進課長		藤 原 恵美子	
	メンバー	企画県民部	男女家庭課長		赤 松 和 則
		健康福祉部	社会福祉課福祉政策参事 地域福祉課長 児童課長 西宮こども家庭センター所長 女性家庭センター所長		石 川 雅 重 野 田 誠 一 山 元 浩 司 谷 口 稔 彦 大 谷 眞理子
		産業労働部	労政福祉課長		團 野 礼 子
		県土整備部	住宅政策課長 住宅管理課長		吉 田 良 大 谷 浩 司
		東播磨県民局	加古川健康福祉事務所福祉室長		向 田 憲 司
オブザーバー	教育委員会 事務局	義務教育課長 高校教育課長		村 田 かおり 西 田 利 也	

【事務局】健康福祉部社会福祉局社会福祉課政策班